

加算の届出に係る添付書類一覧(地域密着型サービス)

北区福祉部介護保険課事業者支援係 令和8年9月

加算算定の届出においては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出のほか、下記の表のとおり添付資料を提出してください。

※添付書類の提出がない場合や、加算要件を満たしていないと区が判断した場合は、算定が認められないことがあります。

※区が必要と判断した場合は、下記以外の算定の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
加算の種類	添付書類	添付書類の内容
夜間勤務条件基準	－	通常は「1 基準型」となりますが、職員配置が基準を下回る場合は介護保険課までご連絡ください
職員の欠員による減算の状況	－	通常は「1 なし」となりますが、職員配置が基準を下回る場合は介護保険課までご連絡ください
ユニットケア体制	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②ユニットリーダー研修の修了証の写し ③平面図
身体拘束廃止取組の有無	不要	
安全管理体制	不要	
栄養ケア・マネジメントの実施の有無	要	別紙38
日常生活継続支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	別紙37及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②資格者証の写し ③入所者の割合が分かるもの
テクノロジーの導入 (日常生活継続支援加算関係)	要	別紙37-2 要件を満たすことわかる委員会の議事概要 機器のパフレット等概要
看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	別紙25-2及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②資格者証の写し
夜勤職員配置加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)	要	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの)
テクノロジーの導入 (夜勤職員配置加算関係)	要	別紙27 要件を満たすことわかる委員会の議事概要 機器のパフレット等概要
準ユニットケア体制	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②平面図 ③写真
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、リハビリテーションを実施している医療提供施設と連携していることが分かる契約書等(協定を含む)の写し
個別機能訓練加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②「機能訓練指導を行う者の資格者証の写し」
ADL維持等加算[申出]の有無	不要	※LIFEを「あり」にする
若年性認知症入所者受入加算	不要	
常勤専従医師配置	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②「医師の資格者証の写し」
精神科医師定期的療養指導	要	①医師との労働契約書 ②全入所数、認知症入所数がわかる書類(任意様式)
障害者生活支援体制(Ⅰ)(Ⅱ)	－	※必要に応じ、経歴書等を添付
栄養マネジメント強化体制	要	別紙38及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②「管理栄養士の資格者証の写し」
療養食加算	要	①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②「管理栄養士又は栄養士の資格者証の写し」 ③献立表
配置医師緊急時対応加算 (看護体制加算Ⅱを算定している場合のみ)	要	別紙39及び次の書類 配置医師等と施設との間で情報共有、連絡方法等に関する取り決めにより、24時間対応できる体制が整備されていることが分かる書類
看取り介護体制(Ⅰ)(Ⅱ)	要	別紙34及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②看取りに関する指針 ③看護師の資格者証の写しまたは、(医療機関との連携による場合)医療機関と取り交わした協定書又は契約書の写し等 ④看取りに関する職員研修をしていることがわかる書類
在宅・入所相互利用体制	不要	
小規模拠点集合体制	要	平面図
認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	別紙12-2及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②算定要件に該当する研修の修了証の写し ③利用者名簿(利用者氏名・被保険者番号・日常生活自立度を記載したもの)(任意様式)

加算の届出に係る添付書類一覧(地域密着型サービス)

北区福祉部介護保険課事業者支援係 令和8年9月

加算算定の届出においては、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出のほか、下記の表のとおり添付資料を提出してください。

※添付書類の提出がない場合や、加算要件を満たしていないと区が判断した場合は、算定が認められないことがあります。

※区が必要と判断した場合は、下記以外の算定の根拠となる資料の提出を求めることがあります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
加算の種類	添付書類	添付書類の内容
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)(Ⅱ) (認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可)	要	別紙40及び次の書類 ①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算の算定を開始する月のもの) ②算定要件に該当する研修の修了証の写し ③利用者名簿(利用者氏名・被保険者番号・日常生活自立度を記載したもの)(任意様式)
褥瘡マネジメント加算	要	別紙41
排せつ支援加算	不要	
自立支援促進加算	不要	
科学的介護推進体制加算	不要	※LIFEを「あり」にする
安全対策体制	不要	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	別紙35及び次の書類 協定書等、連携体制を確保していることがわかる書類
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	要	別紙28 ※別紙28の備考に記載された提出が必要な書類も添付してください
サービス提供体制強化加算	加算Ⅰ	要 別紙14-4及び次の書類 ①「参考計算書(B)介護福祉士の割合の計算用」または「参考計算書(C)継続勤務職員の割合の計算用」 ②資格者証の写し ③勤続年数要件による算定の場合は勤続年数がわかる書類(在職証明、労働契約書の写し(署名捺印がある部分含む)等) ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要であると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
	加算Ⅱ	要 別紙14-4及び次の書類 ①「参考計算書(B)介護福祉士の割合の計算用」 ②資格証の写し ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要であると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
	加算Ⅲ	要 別紙14-4及び次の書類 ※①～⑥の該当する書類のみ提出 ①「参考計算書(B)介護福祉士の割合の計算用」 ②「参考計算書(C)継続勤務職員の割合の計算用」 ③「参考計算書(D)常勤職員の割合の計算用」 ④資格証または実務者研修修了証の写し ⑤常勤であることがわかる書類(労働契約書の写し(署名捺印がある部分含む)等) ⑥勤続年数がわかる書類(在職証明、労働契約書の写し(署名捺印がある部分含む)等) ※算定の根拠となる計算期間中の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の提出は必要ありませんが、事業所で適切に保管してください。区が必要であると判断した場合は、その提出を求めることがあります。
介護職員等処遇改善加算	要	詳細は北区公式ウェブサイトより確認 https://www.city.kita.lg.jp/socialcare-health/nursing/1018286/1001868/1025657.html